

# 令和8年度 国民健康保険税に関するお知らせ

## 課税限度額の引き上げ

令和8年4月1日から、地方税法の一部改正に伴ない、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられました。市でも、国の基準に合わせて次の表のとおり引き上げをします。

なお、子ども・子育て支援納付金分は、令和8年度より追加された新しい区分です。

### 《国民健康保険税の課税限度額の引き上げに関する表》

区分	令和7年度	令和8年度
医療分	66万円	67万円 (+1万円)
後期支援金分	26万円	26万円 (変更なし)
介護分	17万円	17万円 (変更なし)
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円 (+3万円)
合計	109万円	113万円 (+4万円)

ご理解を  
お願いします



## 軽減対象の拡大

坂東市の国民健康保険税には、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割を軽減する制度があります。軽減割合は基準額により7割・5割・2割の3段階です。この基準額を次のとおり改正します。

### 《軽減判定所得》

軽減割合	令和7年度	令和8年度
7割	43万円以下	43万円以下
5割	43万円 + (被保険者数 × 30万5千円) 以下	43万円 + (被保険者数 × 31万円) 以下
2割	43万円 + (被保険者数 × 56万円) 以下	43万円 + (被保険者数 × 57万円) 以下

※給与所得控除や年金所得控除を受けた被保険者が2人以上いる場合、その数から1を引いた数×10万円が基準額に加算されます。

※65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

問 保険年金課 ☎0297(21)2187